

3

不都合なら 断りを



事前通知を行うことが法定化されました。調査の日時、調査の場所について都合の悪いときは日を改めさせることができます。事前通知のない調査のときはその理由を確認すること（国税通則法74条9。憲法13条・31条。国税庁の税務運営方針）